

平成 31・32 年度愛媛県建設工事等入札参加資格審査申請書
(測量・建設コンサルタント等) 記入要領

1 申請書表紙

- (1) 「受付番号」欄は、記入しないでください。
- (2) 「法人番号」欄は、法人の場合、法人番号(※)を記入してください。個人の場合は記入の必要はありません。
(※) 行政手続における特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 15 項に規定する法人番号。
- (3) 申請事務担当者欄には、申請書の内容に係る問い合わせに対応できるご担当者をご記入ください。
- (4) 「申請要件確認」欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。申請を行うためには、チェックが入っていることが必要です。

2 申請書様式その 1

- (1) 申請日現在で記入してください。
- (2) 様式左上の「○」の中には商号又は名称の頭文字を「ひらがな」で記入してください。
(例:「株式会社内子測量設計」→「う」、「役場コンサルタント株式会社」→「や」)
- (3) 様式右上の「業種区分」欄は、内子町から業務の発注を希望する業種区分に○印を付けてください。
- (4) 「愛媛県電子入札用業者 ID (内子町用)」欄は、内子町から取得している ID 番号を記入してください。取得していない場合は、「取得前」と記入してください。
- (5) 「総職員数」欄は、申請時点における職員数(パート、アルバイト等を除く常勤の職員数)を記入してください。
- (6) 「技術職員数」欄は、総職員数のうち、技術系の業務に従事している者の数を記入し、そのうち建設コンサルタント業務に従事する技術士の実数を「(うち技術士数)」欄に記入してください。
- (7) 「希望業務」欄は、内子町から業務の発注を希望する業務の欄に○印を付けてください。
また、「その他」欄に○印を付けた場合は、『希望業務「その他」の内容』欄に、その業務内容を具体的に記入してください。
- (8) 「登録部門」欄は、次のとおり登録している場合、該当欄に○印を付けてください。
○測量: 測量法第 55 条第 1 項
○建築関係建設コンサルタント業務: 建築士法第 23 条第 1 項
○土木関係建設コンサルタント業務: 建設コンサルタント登録規程第 2 条第 1 項
○地質調査業務: 地質調査業者登録規程第 2 条第 1 項
○補償関係コンサルタント業務: 補償コンサルタント登録規程第 2 条第 1 項
- (9) 「登録部門」欄に○印を付けた場合、それぞれの登録事業ごとに登録番号と登録年月日を記入してください。
- (10) 「有資格者等職員数」欄は、該当する資格の欄にそれぞれ有資格者の人数を記入してく

ださい。また、1人が複数の資格を有している場合にもそれぞれ該当する欄に記入してください。

なお、技術士については、一つの登録部門で同一人が当該建設部門と総合技術管理部門の両方の資格を有している場合は当該登録部門について実数の1人として数え、「総合技術管理部門（建設一般）」のように、複数の登録部門に充てることができる技術士については主な従事部門1つのみにカウントしてください。

(11)「入札・契約等に係る権限を委任する支店・営業所等」欄は、委任状を提出し、入札・契約等にかかる権限を委任する営業所等について記入してください。

3 申請書様式その2

(1)「内子町に測量・建設コンサルタント等に係る入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している系列会社の状況」欄は、該当する系列の企業（親・子会社）があれば(1)又は(2)に記入し、申請者の役員のうち、(1)又は(2)に記入した企業の役員を兼任している場合は(3)に記入してください。

なお、ここで記入する系列企業（親子会社）とは、議決権のうち40%以上を親会社の計算（他人名義も含む）において所有している場合をいいます。

4 測量等実績調書

当該様式下欄の記載要領に基づき、直前2年間の主な業務について記載してください。

5 技術者経歴書

当該様式下欄の記載要領に基づき、作成してください。

なお、申請者が建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務を希望し、かつ登録業者であるときは、各登録規程による現況報告書の写しの提出があれば、当該業種に係る「技術者経歴書」の提出を省略することができます。